

見附市告示第 1 2 7 号

見附市文書規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日

見附市長 稲 田 亮

見附市文書規程の一部を改正する規程

見附市文書規程（平成 1 2 年見附市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 4 条各号を次のように改める。

- （1） 常用漢字表（平成 2 2 年内閣告示第 2 号）
- （2） 現代仮名遣い（昭和 6 1 年内閣告示第 1 号）
- （3） 送り仮名の付け方（昭和 4 8 年内閣告示第 2 号）
- （4） 外来語の表記（平成 3 年内閣告示第 2 号）
- （5） 公用文作成の考え方（建議）（令和 4 年 1 月 7 日文化審議会）
- （6） 公用文における漢字使用等について（平成 2 2 年内閣訓令第 1 号）
- （7） 法令における漢字使用等について（平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日付け内閣法制局長官決定）

附 則

この規程は、公布の日から施行する。